

新制度

令和3年2月申請スタート！！

朝霞市独自制度

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施する飲食店の皆様へ

あんしん来店奨励金を支給します

令和2年2月 から 令和3年3月までに新型コロナウイルス

マスク・フェイスシールド・消毒液・非接触型体温計・間仕切り・サーモグラフィーカメラ・サーキュレーター・空気清浄機・加湿器などの物品設置など

感染防止対策を始めた市内の飲食店

1店舗につき 一律10万円

対象者

- ・ 飲食業を営んでいる方で、飲食するスペースがある店舗が朝霞市内にある店舗（中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業者等）
（食品衛生法第52条の規定により飲食店営業の許可を受けている店舗）
- ・ 令和2年2月から令和3年3月までの間に、感染防止対策を開始するとともに、埼玉県「安心宣言」及び「LINEコロナお知らせシステムQRコード」を店頭に掲示している店舗
- ・ 国及び地方公共団体の要請等に協力する店舗

申請に必要なもの

①朝霞市飲食店あんしん来店奨励金交付申請書（様式第1号）（この裏面）

＊市のHPからご自宅のプリンター等で印刷できます

<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/ansinraitensyoureikin.html>



②食品衛生法に基づく「営業許可証」の写し

③営業実態が分かる対象店舗の「外観」と 飲食スペースがわかる「内観」の写真（各1枚以上）

④感染防止対策を開始していることが分かる写真

⑤埼玉県「安心宣言」及び「LINE コロナお知らせシステム QR コード」

を店頭に掲示していることが分かる写真



安心宣言



LINEコロナ
お知らせシステム

⑥振込口座の分かる通帳のページの写し

申請先

上記①の申請書に、②～⑥の書類等を添え、下記宛先に郵送してください
【宛先】〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所 産業振興課
飲食店あんしん来店奨励金担当宛

問合せ

申請書の書き方や必要書類について不明な方は、下記へお問い合わせください。

朝霞市役所／代表 048-463-1111（あんしん来店担当とお伝えください）

※ 感染防止のため、郵送での申請にご協力ください。